

東伊豆町社会福祉協議会小口福祉資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、原則として東伊豆町に住民登録を有し、かつ東伊豆町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員に対し緊急かつ一時的に必要な資金の貸付を行うことにより、生活の安定と自立厚生をはかることを目的とする。

(貸付資金)

第2条 この規程に基づく資金は、本会の会費及び寄付金等の資金をもって運用するものとする。

(貸付金の種類)

第3条 資金の貸付は、生活の維持、医療、修学、その他東伊豆町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が必要と認めた時にこれを行う。

(貸付の条件)

第4条 この規程に基づく貸付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付の対象は、民生委員が福祉票に記載してある世帯や、これに準ずる世帯、及び緊急かつ一時的に資金を必要とする世帯とする。
- (2) 貸付限度は、50,000円以内とする。
- (3) 償還期限は12ヶ月以内とする。
- (4) 貸付利息は月利0.25%とする。但し、会長が認めた世帯については無利子とする。
- (5) 償還の方法は月賦とする。但し、借受人の申出により一時償還することができる。
- (6) 連帯保証人は住民登録を有し1年以上居住し、かつ東伊豆町社会福祉協議会の会員とする。また、借受人が従業員の場合は事業主であることを必要とし、会長が適当と認めた者1名とする。

(借入の申込)

第5条 この資金借入をする場合は、「小口福祉資金申請書」（様式1）により行い、民生委員を経て会長に申請するものとする。

(貸付決定)

第6条 会長は、前条の申請を受理した時は、申請者の居住地を担当する民生委員から意見を聞き、審査のうえ、必要と認めるものについて相当額の貸付を決定する。

2 民生委員から意見を聞くことが難しい場合には、社会福祉協議会正副会長、

民生児童委員協議会正副会長及び地区担当民生委員において審査をし、これに代えることができる。

(貸付金の交付)

第7条 会長は、貸付が決定したものについては、小口福祉資金借用書(様式2)を徴して速やかに貸付金を貸与しなければならない。

(事務取扱い)

第8条 貸付事務を処理するため、本会は次の帳簿を整えなければならない。

- (1) 小口福祉資金出納簿
- (2) 小口福祉資金償還台帳
- (3) 小口福祉資金関係書類綴り

(償還の督促)

第9条 会長は、貸付金の償還が停滞している者について、償還履行を督促するものとする。

(償還の延期・減免)

第10条 償還金の延期又は減免の条件は次のとおりとする。

- (1) 借受人の世帯において災害・病気・その他の災厄により返還が不能と認められたとき。
- (2) 借受人及び保証人が死亡し又は失踪・住所不明等となり、若しくはこれらに準ずる生活上の悪条件により返還不能の状態となったとき。
- (3) 以上の事項については、会長が民生委員の意見を聞き、理事会に諮り償還の延期及び償還額を減免することができる。

附 則

- 1、この規程の運用について必要なことは別に定める。
- 2、この規程は、昭和54年2月1日より施行する。
- 3、この規程は、平成18年9月6日より施行する。
- 4、この規則は、平成21年4月1日より施行する。
(第4条(1)福祉台帳に登録から福祉票に記載に変更)
(第4条(6)連帯保証人も会員であることを追加)
(第6条第2項を追加)